

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項（第二項）の規定によつて、備後圏都市計画区域を次のとおり変更した。

令和四年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画区域の名称

備後圏都市計画区域

二 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

広島県福山市駅家町

大字服部永谷

六〇六番の一部、六〇七番

広島県福山市加茂町

大字下加茂字木曾石一五八三番の一部、字柳迫二七〇八番六、一七二四番、一七二五番、一六九二番二の一部、字吉和一六〇九番一の一部

三 都市計画区域から除外される土地の区域
なし